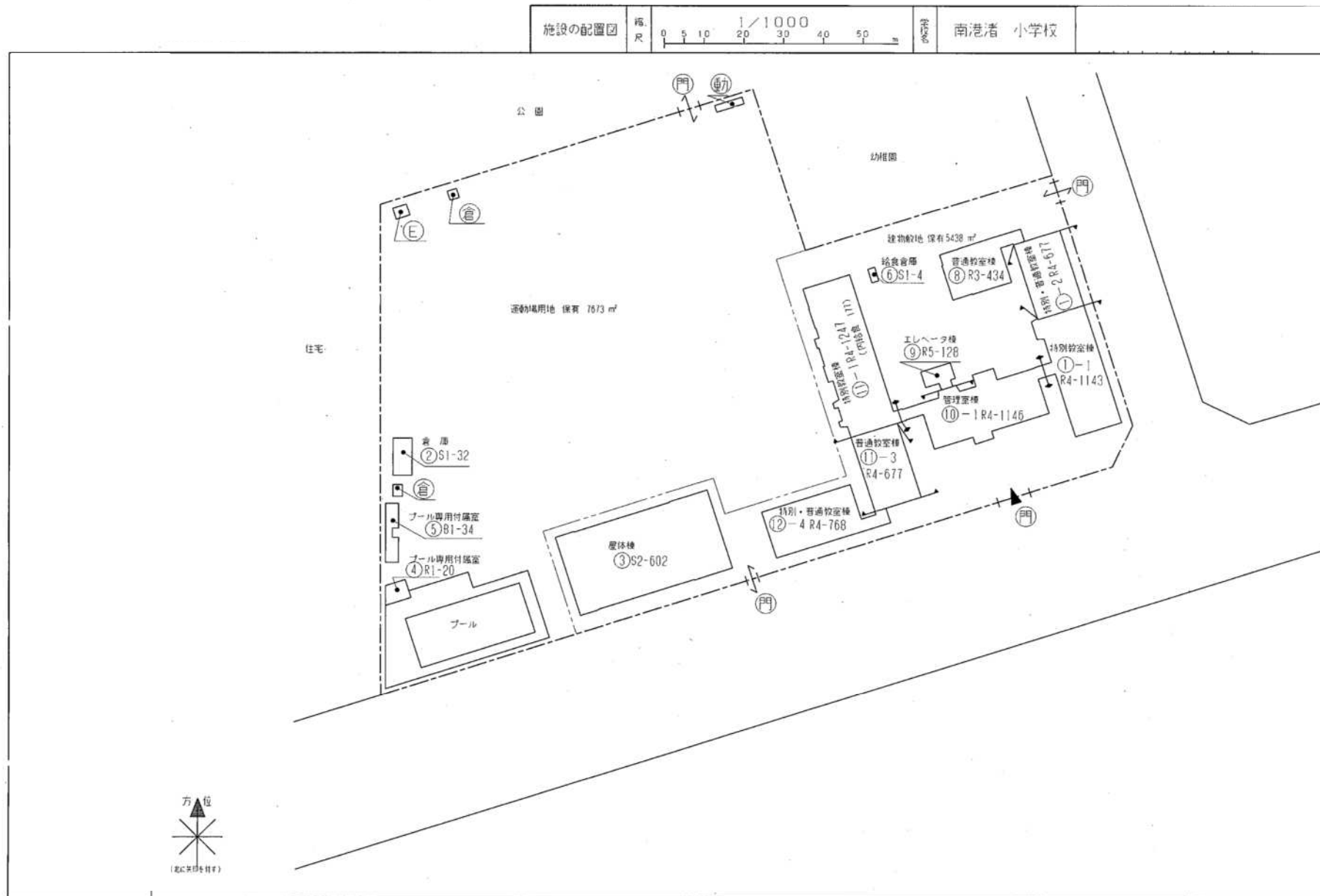
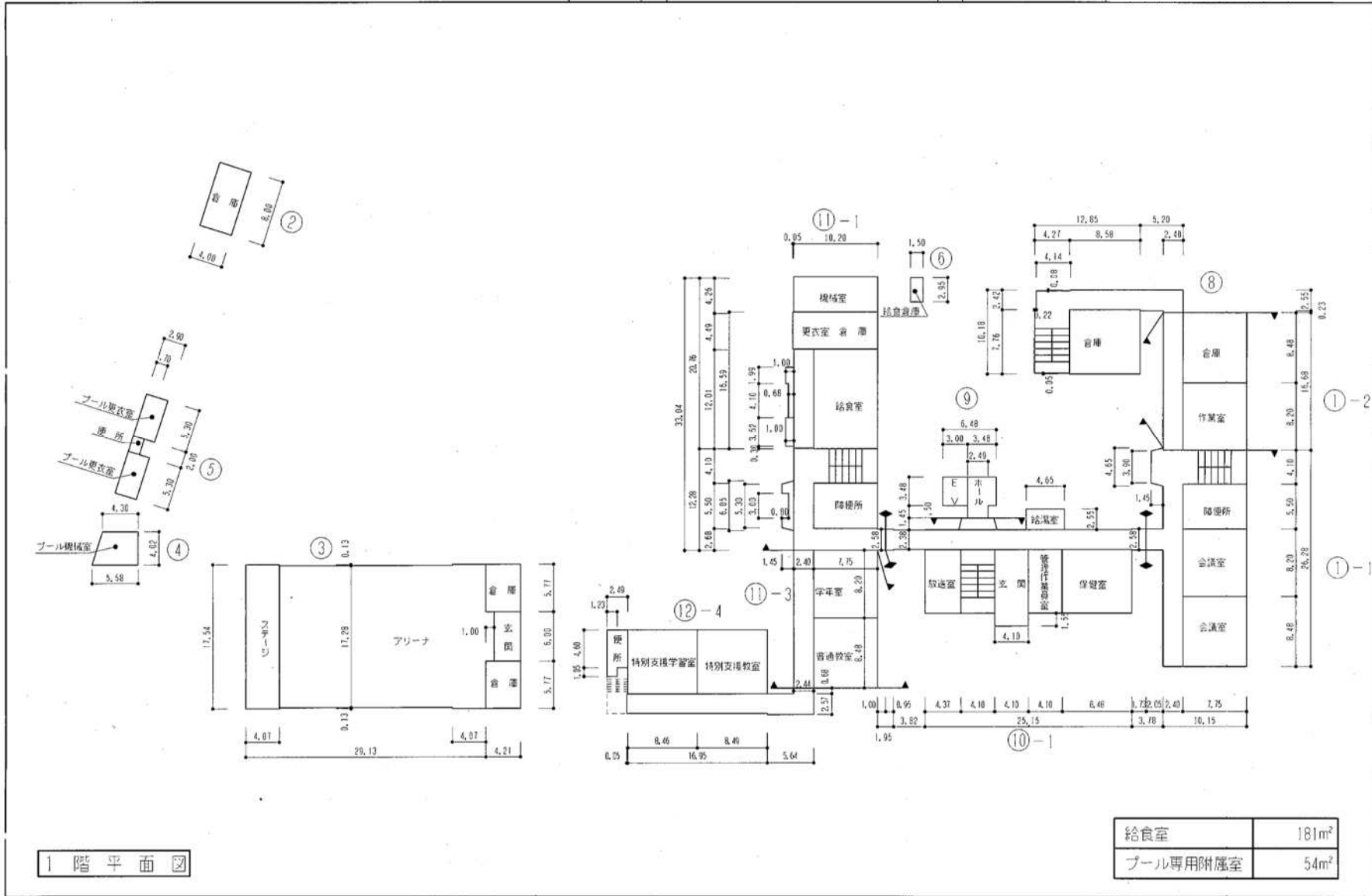


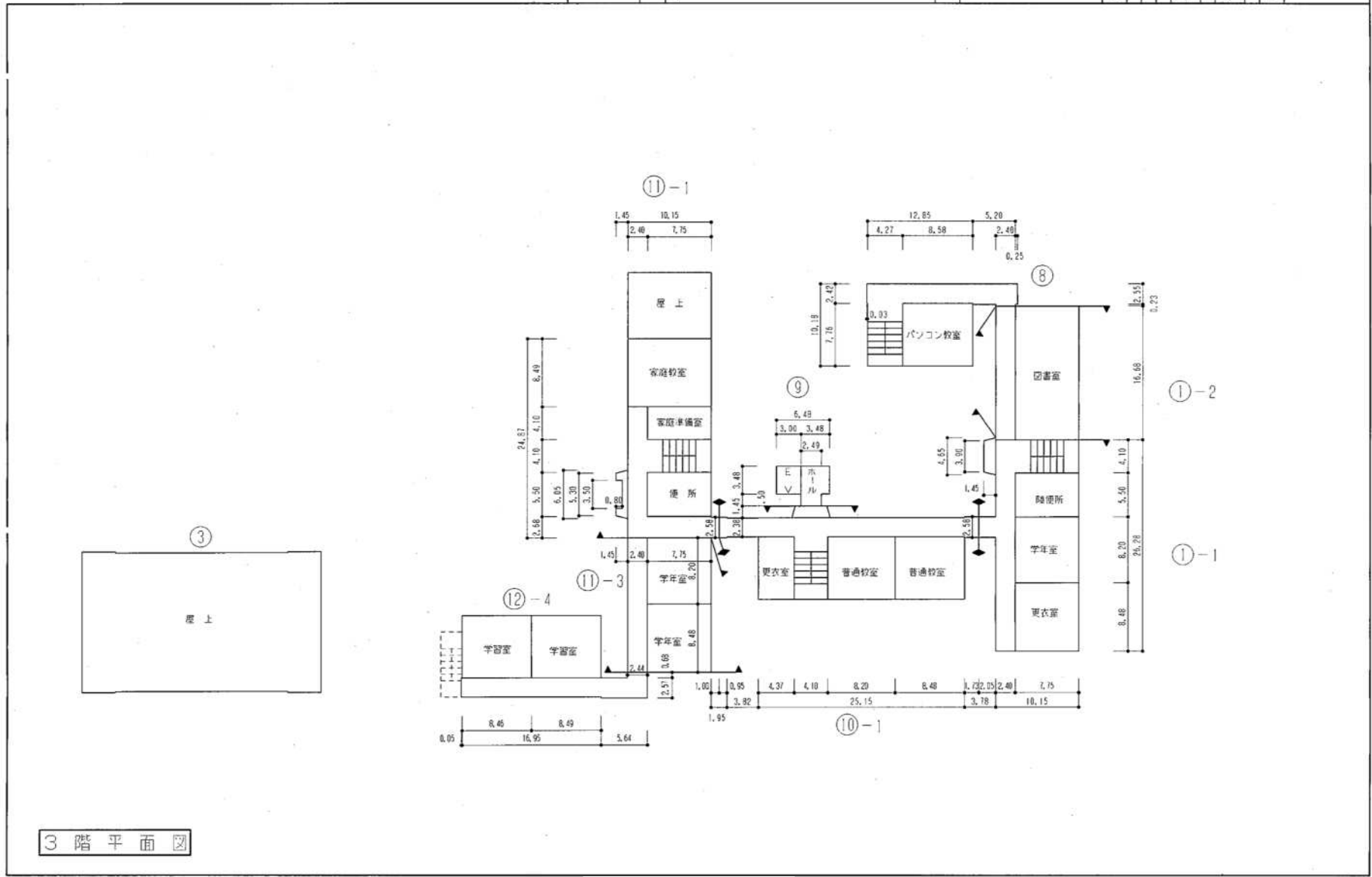
中高一貫校（現大阪市立南港渚小学校）平面図





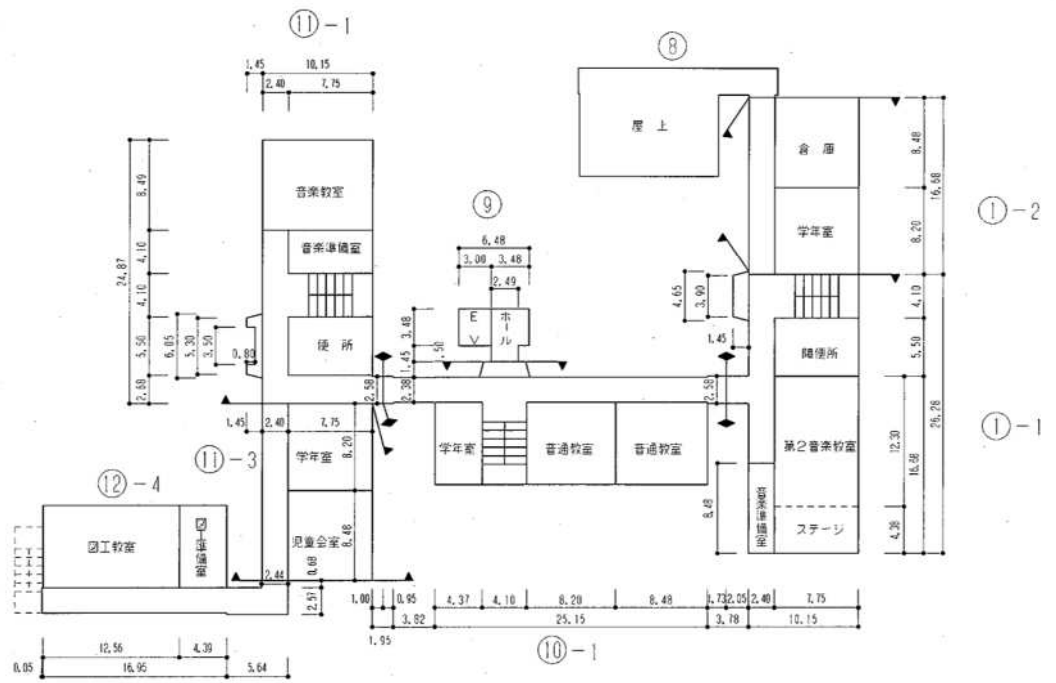
1階平面図

給食室	181m ²
プール専用附属室	54m ²



3階平面図

平面図	縮尺	1/600	0 5 10 15 20 25 m	南港渚 小学校
-----	----	-------	-------------------	---------



4階平面図

国家戦略特別区域法（抄）

平成 25 年法律第 107 号

（目的）

第 1 条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義等）

第 2 条 この法律において「国家戦略特別区域」とは、当該区域において、高度な技術に関する研究開発若しくはその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業その他の産業の国際競争力の強化に資する事業又は国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者若しくは滞在者を増加させるための市街地の整備に関する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として政令で定める区域をいう。

2 省 略

（区域方針）

第 6 条 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域基本方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針（以下「区域方針」という。）を定めるものとする。

2 区域方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標並びにその達成のために取り組むべき政策課題
- (2) 前号の目標を達成するために国家戦略特別区域において実施される事業に関する基本的な事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、区域方針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、区域方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に送付しなければならない。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、区域方針を変更しなければならない。

（区域計画の認定）

第 8 条 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請する

ものとする。

2 区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 国家戦略特別区域の名称

(2) 第6条第2項第1号の目標を達成するために国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容及び実施主体に関する事項

(3) 前号に規定する特定事業ごとの第12条の2から第27条までの規定による規制の特例措置の内容

(4) 前2号に掲げるもののほか、第2号に規定する特定事業に関する事項

(5) 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(6) 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に前項第2号に規定する特定事業の実施主体として特定の者を定めようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定事業の内容及び当該特定事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者について公表しなければならない。

4 前項の規定による公表があった場合において、当該特定事業を実施しようとする者（当該公表がされた者を除く。）は、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域会議に対して、自己を当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出ることができる。

5 国家戦略特別区域会議は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出をした者が実施しようとする特定事業が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資すると認めるときは、当該申出に応じるものとする。

6 区域計画は、国家戦略特別区域会議の構成員が相互に密接な連携の下に協議した上で、国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び前条第2項に規定する構成員（以下「国家戦略特別区域担当大臣等」という。）の全員の合意により作成するものとする。

7 内閣総理大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、区域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に適合するものであること。

(2) 区域計画の実施が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与するものであると認められること。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

8 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条及び次条第1項において単に「認定」という。）を行うに際し必要と認めるときは、国家戦略特別区域諮問会議に対し、意見を求めることができる。

9 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、区域計画に定められた特定事業に関する事項について、当該特定事業に係る関係行政機関の長（以下この章において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該特定事業（第2条第2項第1号に掲げるものに限る。）が、法律により規定された規制に係るものにあつては第12条の2から第25条までの規定で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては国家戦略特別区域基本方針に即して第26条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で又は第27条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めると

ころに適合すると認められるときは、同意をするものとする。

10 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定区域計画の変更)

第9条 国家戦略特別区域会議は、認定を受けた区域計画(以下「認定区域計画」という。)の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第3項から第10項までの規定は、前項の認定区域計画の変更について準用する。

(学校教育法等の特例)

第12条の3 国家戦略特別区域会議が、第8条第2項第2号に規定する特定事業として、公立国際教育学校等管理事業(国家戦略特別区域内において、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下この条において「都道府県等」という。)が設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校(同法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。)、高等学校又は中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令で定める基準に適合するもの(以下この項及び第3項第3号において「公立国際教育学校等」という。)の管理を、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、当該公立国際教育学校等の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有するものとして都道府県等が指定するもの(以下この条において「指定公立国際教育学校等管理法人」という。)に行わせる事業をいう。別表の1の2の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県等は、学校教育法第5条の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、指定公立国際教育学校等管理法人に公立国際教育学校等の管理を行わせることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を受けることができない。

- (1) 第10項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
- (2) その役員のうち、第12項の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者がある者

3 第1項の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定の手続
- (2) 指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基本的な方針
- (3) 指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う公立国際教育学校等(以下この条において「特定公立国際教育学校等」という。)において生徒に対してされる入学、卒業、退学その他の処分に関する手続及び基準
- (4) 前号に掲げるもののほか、指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲
- (5) その他指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関し必要な事項

- 4 指定は、期間を定めて行うものとする。
- 5 都道府県等は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該都道府県等の議会の議決を経なければならない。
- 6 指定公立国際教育学校等管理法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、特定公立国際教育学校等の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 7 指定公立国際教育学校等管理法人の役員又は職員であって特定公立国際教育学校等の管理の業務に従事するものは、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 8 指定公立国際教育学校等管理法人は、毎年度終了後、その管理を行う特定公立国際教育学校等の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該特定公立国際教育学校等を設置する都道府県等に提出しなければならない。
- 9 都道府県等の教育委員会は、指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う特定公立国際教育学校等の管理の適正を期するため、指定公立国際教育学校等管理法人に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 10 都道府県等は、指定公立国際教育学校等管理法人が前項の指示に従わないときその他当該指定公立国際教育学校等管理法人による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 11 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第 1 欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第 2 欄に掲げる規定中同表の第 3 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 4 欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

学校教育法	第 49 条	中学校	中学校（第 38 条の規定にあつては、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 3 第 3 項第 3 号に規定する特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）
地方自治法	第 199 条 第 7 項	受託者及び	受託者、
		についても	及び当該普通地方公共団体が国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 3 第 1 項の規定に基づき同項に規定する公立国際教育学校等（第 252 条の 37 第 4 項及び第 252 条の 42 第 1 項において単に「公立国際教育学校等」という。）の管理を行わせているものについても
	第 244 条 第 2 項	指定管理者	指定管理者及び国家戦略特別区域法第 12 条の 3 第 1 項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人
	第 252 条の 37 第 4 項	係るもの又は、	係るもの、
について		又は当該包括外部監査対象団体が国家戦略特別区域法第 12 条の 3 第 1 項の規定に基づき公立国	

			<p>際教育学校等の管理を行わせているもの出納 その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの について</p>
	第 252 条の 42 第 1 項	<p>係るもの又は についての</p>	<p>係るもの、 又は普通地方公共団体が国家戦略特別区域法第 12 条の 3 第 1 項の規定に基づき公立国際教育学 校等の管理を行わせているもの出納その他の 事務の執行で当該管理の業務に係るものについ ての</p>
市町村立学校 職員給与負担 等(昭和 23 年 法律第 135 号)	第 1 条	、中学校	、中学校(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律 第 107 号)第 12 条の 3 第 3 項第 3 号に規定する 特定公立国際教育学校等(以下この条において単 に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当 するものを除く。)
		、中等教育学 校	、中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当 するものを除く。)
		弁償(弁償(以下この条及び
		いう。)は	いう。)並びに地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の設置する 中学校(特定公立国際教育学校等に該当するもの に限る。)及び中等教育学校(特定公立国際教育 学校等に該当するものに限る。)の前期課程の管 理に要する経費(特定公立国際教育学校等の職員 の給料その他の給与及び報酬等に要する経費に 相当するものとして都道府県が定める額に限 る。)は
	第 2 条	地方自治法 (昭和 22 年 法律第 67 号)	地方自治法
教育職員免許 法(昭和 24 年 法律第 147 号)	第 10 条第 1 項 第 2 号	公立学校	公立学校(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律 第 107 号)第 12 条の 3 第 3 項第 3 号に規定する 特定公立国際教育学校等(以下単に「特定公立国 際教育学校等」という。)を除く。次号において 同じ。)
	第 11 条第 1 項 及び第 2 項第 1 号	又は私立学校	、特定公立国際教育学校等又は私立学校

	第 14 条の 2	学校法人等は、	国家戦略特別区域法第 12 条の 3 第 1 項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人はその管理を行う特定公立国際教育学校等の教員について、学校法人等は
		当該教員	これらの教員
義務教育費国家負担法（昭和 27 年法律第 303 号）	第 2 条第 1 号	義務教育諸学校	義務教育諸学校（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 3 第 3 項第 3 号に規定する特定公立国際教育学校等（以下この条において単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。）
		いう。）	いう。）並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の設置する中学校及び中等教育学校（いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の管理に要する経費（教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。）
	第 2 条第 2 号	ものに限る）中等教育学校	ものに限り、特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）
		教職員の給与及び報酬等に要する費用	教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに都道府県立の中学校及び中等教育学校（いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の管理に要する経費（教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。）
へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）	第 5 条の 2 第 1 項	（以下	（へき地学校（共同調理場を除く。）及びこれに準ずる学校にあつては、国家戦略特別区域法平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 3 第 3 項第 3 号に規定する特定公立国際教育学校等（次条第 1 項において単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。以下
	第 5 条の 3 第 1 項	教職員の勤務する学校	教職員の勤務する学校（特定公立国際教育学校等を除く。）
女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和	第 3 条第 1 項	公立の学校	公立の学校（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 3 第 3 項第 3 号に規定する特定公立国際教育学校等（第 5 条において単に「特定公立国際教育学校等」という。）を除く。第 5 条において「公立学校」という。）

30 年法律第 125 号)	第 5 条	設置者	設置者(特定公立国際教育学校等にあつては、国家戦略特別区域法第 12 条の 3 第 1 項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)	第 47 条の 5 第 1 項	属する学校	属する学校(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 3 第 3 項第 3 号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。)
公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和 32 年法律第 117 号)	本則	大学	大学及び国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 3 第 3 項第 3 号に規定する特定公立国際教育学校等
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和 32 年法律第 143 号)	第 2 条	規定する学校	規定する学校(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 3 第 3 項第 3 号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。)
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和 33 年法律第 116 号)	第 6 条第 1 項	中学校及び義務教育諸学校並びに中等教育学校の前期課程(中学校(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 3 第 3 項第 3 号に規定する特定公立国際教育学校等(以下この項及び第 15 条において単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く。以下同じ。))及び義務教育学校並びに中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。以下同じ。))の前期課程(
	第 15 条	義務教育諸学校	義務教育諸学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。次条第 2 項及び第 17 条において同じ。)
公立高等学校の適正配置及び教職員定数	第 2 条第 2 項	規定する全日制的課程	規定する全日制的課程(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 3 第 3 項第 3 号に規定する特定公立国際教育学校等(以下単に

の標準等に関する法律（昭和 36 年法律第 188 号）			「特定公立国際教育学校等」という。）に置くものを除く。第六条を除き、以下同じ。）
		規定する定時制の課程	規定する定時制の課程(特定公立国際教育学校等に置くものを除く。第六条を除き、以下同じ。)
		規定する通信制の課程	規定する通信制の課程(特定公立国際教育学校等に置くものを除く。以下同じ。)
	第 7 条、第 22 条第 1 号及び第 23 条	含む	含み、特定公立国際教育学校等に該当するものを除く
	第 8 条	中等教育学校	中等教育学校又は特定公立国際教育学校等に該当するもの
第 9 条第 1 項第 9 号	学校	学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)	
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）	第 2 条第 1 項	中学校	中学校（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 3 第 3 項第 3 号に規定する特定公立国際教育学校等(以下この項において単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。)
		高等学校、中等教育学校	高等学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)、中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)

12 第 6 項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

（主務省令）

第 39 条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

（命令への委任）

第 40 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

国家戦略特別区域法施行令（抄）

平成 26 年政令第 99 号

（法第 12 条の 3 第 1 項の政令で定める基準）

第 3 条 法第 12 条の 3 第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うための教育課程その他の区域方針の実施に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育(以下この条において「区域方針実施教育」という。)を行うための教育課程を編成するものであること。
- (2) 2 以上の教科の指導を専ら外国語で行うことその他の区域方針実施教育を行うために必要な方法により前号に規定する教育課程を実施するものであること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、当該学校の職員、設備、教育上特別の配慮を必要とする生徒への支援体制その他の事項に関し、区域方針実施教育を行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

（学校教育法等の特例に係る教育公務員特例法施行令等の読替え）

第 4 条 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第 1 欄に掲げる政令の規定の適用については、同表の第 2 欄に掲げる規定中同表の第 3 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 4 欄に掲げる字句とする。

教育公務員特例法施行令（昭和 24 年政令第 6 号）	第 3 条第 3 項第 5 号	又は私立	、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 3 第 3 項第 3 号に規定する特定公立国際教育学校等又は私立
学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）	第 9 条第 1 項	設置するもの	設置するもの（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 3 第 3 項第 3 号に規定する特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 202 号）	第 2 条	が小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校	が小学校、中学校（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 3 第 3 項第 3 号に規定する特定公立国際教育学校等（以下この条及び第 5 条第 5 項において単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。以下同じ。）若しくは義務教育学校又は中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。以下同じ。）
		同条第 1 項	法第 7 条第 1 項
		認める学校	認める学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）
	第 5 条第 5 項	義務教育諸学	義務教育諸学校（特定公立国際教育学校等に該当

		校	するものを除く。)
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第二百十五号)	第1条	含む	含み、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の3第3項第3号に規定する特定公立国際教育学校等(以下この条及び次条第1項において単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く
		同条第1項	法第9条第1項
		認める学校	認める学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。附則第2項において同じ。)
	第2条第1項	又は定時制の課程	又は定時制の課程(いずれも特定公立国際教育学校等に置くものを除く。以下この条において同じ。)
義務教育費国庫負担法第2条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令(平成16年政令第157号)	第1条第4号	中学校(都道府県立の中学校(
		除く。)	除く。)並びに国家戦略特別区域法(平成25年法律第百七号)第12条の3第3項第3号に規定する特定公立国際教育学校等(以下単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するもの
	第1条第5号	講師	講師(以下この号において「校長及び教諭等」という。)
		減じた数	減じた数と特定公立国際教育学校等の校長及び教諭等の数として文部科学省令で定めるところにより算定した数とを合計した数
	第1条第7号	減じた数	減じた数と特定公立国際教育学校等の栄養教諭等の数として文部科学省令で定めるところにより算定した数とを合計した数
	第1条第9号	減じた数	減じた数と特定公立国際教育学校等の事務職員の数として文部科学省令で定めるところにより算定した数とを合計した数
第2条第5号	義務教育等教員特別手当	義務教育等教員特別手当(以下この号において「給料の調整額等」という。)並びに公立の中学校(特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。)及び中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。)の前期課程の管理に要する経費(教職員に係る給料の調整額等に相当するものに限る。)	

国家戦略特別区域法施行令第3条第3号の文部科学省令で定める基準等を定める省令

平成27年文部科学省令第29号

(令第3条第3号の文部科学省令で定める基準)

第1条 国家戦略特別区域法施行令(以下「令」という。)第3条第3号の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 令第3条第1号の教育課程に基づき同条第2号の指導方法による教育を行うために必要な職員を置くものであること。
- (2) 前号の職員には、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める主幹教諭、指導教諭又は教諭(以下「教諭等」という。)を相当数含むものであること。
 - イ 国際理解教育及び外国語教育を重点的に行う特定公立国際教育学校等(国家戦略特別区域法第12条の3第3項第3号に規定する特定公立国際教育学校等をいう。以下同じ。) 国語以外の2以上の教科の指導の全部を外国語で行うことができる外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)である教諭等
 - ロ イに掲げる特定公立国際教育学校等以外の特定公立国際教育学校等 区域方針(国家戦略特別区域法第6条第1項に規定する区域方針をいう。)に密接に関係する業務(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の業務を除く。)に5年以上従事した経験のある教諭等
- (3) 前号の教諭等の給与についてその能力及び実績に応じて必要な優遇措置が講じられていることその他第1号の職員の処遇が適切に行われていること。
- (4) 令第3条第1号の教育課程に基づき同条第2号の指導方法による教育を行うために必要な語学演習用機器、視聴覚教育用機器その他の設備を有するものであること。
- (5) 教育上特別の配慮を必要とする生徒が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制を整備するものであること。
- (6) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第79条、第104条第1項及び第113条第1項において準用する第67条の規定に基づく評価を行い、その結果を公表するものであること。

(令第4条の文部科学省令で定める算定の方法)

第2条 令第4条の規定により読み替えて適用される義務教育費国庫負担法第2条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令(平成16年政令第157号。以下この条において「限度政令」という。)第1条第5号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校(特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。以下この条において同じ。)及び中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。以下この条において同じ。)の前期課程につき、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号。以下この条において「標準法」という。)第6条の2の規定の例により算定した数と標準法第3条第1項及び第2項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数

に基づき標準法第7条第1項及び第8条の規定の例により算定した数とを合計した数とする。

2 令第4条の規定により読み替えて適用される限度政令第1条第7号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校及び中等教育学校の前期課程につき、標準法第8条の2の規定の例により算定した数とする。

3 令第4条の規定により読み替えて適用される限度政令第1条第9号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校及び中等教育学校の前期課程につき、標準法第3条第1項及び第2項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第9条の規定の例により算定した数とする。

(学校教育法施行規則の読替え)

第3条 特定公立国際教育学校等に関する学校教育法施行規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第22条	任命権者	任命権者(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の3第3項第3号に規定する特定公立国際教育学校等(第90条第5項において単に「特定公立国際教育学校等」という。)にあつては、当該学校の管理を行う同法第12条の3第1項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人)
第90条第5項	公立の高等学校	公立の高等学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)

指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例

平成 28 年大阪市条例第 108 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 12 条の 3 第 1 項の規定に基づき、同項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人（以下「指定管理法人」という。）の指定の手續その他指定管理法人が行う大阪市立学校の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理法人による管理の対象)

第 2 条 大阪市立学校のうち指定管理法人に管理を行わせることができるもの（以下「対象学校」という。）は、大阪市立第 131 中学校（以下「対象中学校」という。）及び大阪市立第 21 高等学校（以下「対象高等学校」という。）とする。

(指定管理法人の資格)

第 3 条 指定管理法人の指定を受けることができる法人は、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人、同法第 64 条第 4 項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人（以下これらを「法人」という。）とする。

(指定申請の公告)

第 4 条 教育委員会は、指定管理法人を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 対象学校の名称及び所在地
- (2) 指定管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理法人の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理法人の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める事項

(指定申請)

第 5 条 指定管理法人の指定を受けようとする法人は、教育委員会規則で定めるところにより、対象学校の管理に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他教育委員会規則で定める書類を添付した指定管理法人指定申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(欠格条項)

第 6 条 法第 12 条の 3 第 2 項各号のいずれかに該当する法人のほか、その役員のうち次の各号のいずれかに該当する者がある法人は、指定管理法人の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

(指定管理予定法人の選定)

第7条 教育委員会は、第5条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人を、指定管理法人の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定法人」という。）として選定するものとする。

- (1) 第10条に規定する指定管理法人が行う管理に関する基本的な方針に適合するとともに、対象学校の効果的な管理が図られるものであること
- (2) 対象学校の管理の業務を安定的かつ継続的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対象学校の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
（指定管理法人の指定等の公告）

第8条 教育委員会は、前条の規定により選定した指定管理予定法人を指定管理法人に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第12条の3第10項の規定により指定管理法人の指定を取り消し、又は期間を定めて対象学校の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（協定の締結）

第9条 教育委員会及び指定管理法人は、指定管理法人の指定の期間の開始前に、対象学校の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定管理法人が対象学校の管理を継続することが困難となった場合における教育委員会及び指定管理法人の対応に関する事項
- (2) 対象学校において事故が発生した場合における教育委員会及び指定管理法人の責任分担に関する事項
- (3) 対象学校の管理に係る経費の管理に関する事項
- (4) 対象学校の管理に関し取得した個人情報（大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項
- (5) 対象学校の校長（以下「校長」という。）の資格に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（管理に関する基本的な方針）

第10条 指定管理法人は、対象学校において、我が国の伝統と文化を踏まえた国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うとともに、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与することができる人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとする。

（管理に関する基準）

第11条 指定管理法人は、次に掲げる基準により、対象学校の管理を行わなければならない。

- (1) 法令及び第9条第1項の協定を遵守し、誠実に対象学校の管理を行うこと
- (2) 対象学校に入学しようとする者及び生徒に対して不当な差別的取扱いをしないこと
- (3) 生徒の意思を尊重し、将来の進路を決定させること
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第21条各号及び第51条各号に掲げる目標を確実に達成するよう教育を実施すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対象学校の適切な管理のために教育委員会が定める基準

(業務の範囲)

第12条 指定管理法人が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 校舎その他の施設及びその敷地並びに備品その他の物件の維持保全及び改良に関すること
- (2) 生徒の入学、卒業、退学その他の処分に関すること
- (3) 組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること
- (4) 教科書以外の教材の取扱いに関すること
- (5) 生徒の保健、安全、厚生及び福利に関すること
- (6) 対象学校の環境衛生に関すること
- (7) 学校給食に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(入学に関する手続及び基準)

第13条 対象学校に入学しようとする者は、所定の願書に教育委員会が定める書類を添付して校長に提出しなければならない。

2 校長は、対象学校に入学しようとする者について、教育委員会が定める入学者の選抜に関する方針その他教育委員会が定めるところにより指定管理法人が実施する入学者の選抜に基づいて、対象学校への入学を許可するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、対象高等学校の校長は、対象中学校の生徒が対象高等学校に入学する意思があることを確認したときは、対象高等学校への入学を許可するものとする。

4 校長は、前2項の規定により入学を許可しようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(卒業に関する手続及び基準)

第14条 校長は、生徒が所定の教育課程を修了したと認めるときは、卒業を認定するものとする。

2 校長は、前項の規定により卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与するものとする。

(懲戒に関する手続及び基準)

第15条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し、懲戒処分として退学、停学又は訓告の処分(対象中学校の校長にあっては、停学の処分を除く。)をすることができる。

2 校長は、前項の懲戒処分のうち退学又は停学の処分(対象中学校の校長にあっては、退学の処分に限る。)をしようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(転学の手続及び基準)

第16条 他の高等学校から対象高等学校に転学しようとする者は、所定の願書を対象高等学校の校長に提出しなければならない。

2 対象高等学校の校長は、前項の規定による願書の提出があった場合であって、教育上支障がないと認めるときは、教育委員会が定める基準に従い、対象高等学校への転学を許可することができる。

3 対象高等学校の校長は、前項の規定により転学を許可しようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(退学、休学等の手続及び基準)

第17条 対象高等学校を退学し、若しくは休学しようとする者又は対象高等学校から外国の高等学校若しくはこれに相当する学校(以下「外国の高等学校等」という。)に留学しようとする者は、所定

の願書を対象高等学校の校長に提出しなければならない。

- 2 対象高等学校の校長は、前項の規定による退学に係る願書の提出があったときは、対象高等学校を退学することを許可するものとする。
- 3 対象高等学校の校長は、第1項の規定による休学に係る願書の提出があった場合であって、病気その他やむを得ない事由によるものであると認めるときは、対象高等学校を休学することを許可するものとする。
- 4 対象高等学校の校長は、第1項の規定による留学に係る願書の提出があった場合であって、教育上有益と認めるときは、外国の高等学校等への留学を許可するものとする。

(その他の処分に関する手続及び基準)

第18条 第13条から前条までに定めるもののほか、対象学校において生徒に対してされる処分に関する手続及び基準に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育課程の編成)

第19条 校長は、法令、文部科学省が定める学習指導要領及び教育委員会が定める基準に従い、対象学校の教育課程を編成するものとする。

- 2 校長は、前項の規定により教育課程を編成しようとするときは、あらかじめ当該教育課程について教育委員会の承認を得なければならない。

(報告義務)

第20条 指定管理法人は、対象学校の管理又は運営に支障を及ぼすおそれがある事案が生じたときは、教育委員会が定めるところにより、教育委員会に報告しなければならない。

(施行の細目)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 附則第3項の規定 対象中学校及び対象高等学校に係る法第12条の3第1項の区域計画について、同項の規定による認定があった日

(準備行為)

- 2 第4条から第7条までの規定による指定管理法人の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。
- 3 第8条前段の規定による公告、第9条の規定による協定の締結、第13条の規定による入学に関する手続及び第19条の規定による教育課程の編成は、この条例の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例施行規則

平成 28 年大阪市教育委員会規則第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成 28 年大阪市条例第 108 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定申請の公告事項)

第 2 条 条例第 4 条第 5 号の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定公立国際教育学校等管理法人（条例第 1 条に規定する指定公立国際教育学校等管理法人をいう。以下「指定管理法人」という。）の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）
- (2) 指定申請に必要な書類
- (3) 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 12 条の 3 第 2 項各号及び条例第 6 条各号のいずれかに該当する法人のした指定申請は、無効とする旨

(指定申請の方法)

第 3 条 指定管理法人の指定を受けようとする法人は、所定の指定管理法人指定申請書に法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象学校（条例第 2 条に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の管理を担当する役員（以下「担当役員」という。）が対象学校の管理を行うために必要な知識又は経験を有することを示す書類
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 指定申請の日の属する事業年度の前 3 事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
- (5) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (8) 法第 12 条の 3 第 2 項各号及び条例第 6 条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (9) 指定管理法人の指定を行おうとする期間に属する対象学校の管理に関する事業計画書
- (10) 対象学校の管理の業務を安定的かつ継続的に行うことができることを示す書類

(資料の提出の要求等)

第 4 条 教育委員会は、条例第 7 条の規定により指定管理法人の指定を受けるべきものを選定するた

め必要があると認めるときは、指定申請をした法人に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(事業報告書の記載事項等)

第5条 法第12条の3第8項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、指定管理法人の代表者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 指定管理法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、担当役員の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (2) 年度の区分
- (3) 対象学校の管理の業務の実施状況
- (4) 対象学校の職員の配置状況
- (5) 対象学校の管理に要した経費等の収支の状況
- (6) その他教育委員会が必要と認める事項

2 指定管理法人は、毎年度終了後(法第12条の3第10項の規定により指定管理法人の指定の取消しを受けた場合にあつては、当該取消しの日後)2月以内に教育委員会に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て当該提出を延期することができる。

(担当役員の変更)

第6条 指定管理法人は、担当役員を変更しようとするときは、担当役員にしようとする者が対象学校の管理を行うために必要な知識又は経験を有することを示す書類並びに役員名簿及び履歴書を添えて、所定の様式により事前に教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由により事前に申請できなかったときは、事後速やかに申請し、承認を求めなければならない。

(処分に関する手続)

第7条 校長は、対象学校の生徒に対して単位の認定、復学その他の処分を行おうとするときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は条例の施行の日から施行する。

大阪市立学校管理規則

昭和 35 年大阪市教育委員会規則第 7 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 33 条の規定に基づき、教育委員会が所管する学校の管理運営の基本的事項について定めることを目的とする。

(学年及び学期)

第 2 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

2 学年を次の学期に分ける。

第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日（中学校においては 8 月 24 日）まで

第 2 学期 9 月 1 日（小学校及び中学校においては 8 月 25 日）から 12 月 31 日まで

第 3 学期 翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

3 高等学校については、前項の規定にかかわらず、教育上支障のないときは、学年を次の学期に分けることができる。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 2 条の 2 学校（幼稚園を含む。第 8 条の 4、第 8 条の 6 及び第 8 条の 10 を除き以下同じ。）の休業日は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。

(1) 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日（小学校及び中学校においては 8 月 24 日）まで

(2) 冬季休業日 12 月 26 日から翌年 1 月 6 日まで

(3) 春季休業日 3 月 25 日（高等学校においては 3 月 16 日）から 4 月 7 日まで

2 校長（園長を含む。第 4 項を除き以下同じ。）は、特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて別に休業日を定めることができる。

3 校長は、休業日と授業日を振り替えようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、定例的な学校行事のための振替については、教育委員会に届け出て行うことができる。

4 校長は、特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて、休業日を授業日とすることができる。

(教育課程の編成)

第 3 条 校長は、毎年、学習指導要領（幼稚園にあつては幼稚園教育要領）及び教育委員会が定める基準により、翌学年の教育課程を編成しなければならない。ただし、高等学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級の教育課程については、校長は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(運営に関する計画)

第4条 大阪市立学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号。以下第4条の5までにおいて「条例」という。）第4条第1項に規定する学校の運営に関する計画（以下「運営に関する計画」という。）には、条例第4条第2項各号の規定により、次の事項を記載するものとする。

- (1) 学校の運営に関し、中期的に取り組む重点的な目標
- (2) 学校の運営に関し、当該年度に取り組む重点的な目標（以下「年度目標」という。）
- (3) 年度目標を達成するための取組の内容
- (4) 前号の取組の進捗状況を測るための指標
- (5) 前4号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

2 条例第4条第4項の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる学校にあっては、当該学校の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を運営に関する計画に添えて提出しなければならない。

学校の区分	書類
幼稚園	校務分掌 幼稚園行事予定表
小学校及び中学校	教科及び領域の週時間配当及び日課時間表 校務分掌 学校行事予定表 国が行う全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査（国が行う調査に準じて本市の機関が行う調査を含む。）並びに国が行う児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状等を記載した書類
高等学校	教科及び領域の週時間配当及び日課時間表 校務分掌 学校行事予定表 国が行う児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状等を記載した書類

（自己評価）

第4条の2 条例第7条第2項の規定による評価（以下「自己評価」という。）を行うに当たっては、校長は、次の項目について行うものとする。

- (1) 自己評価結果の総括
- (2) 年度目標の達成状況の評価
- (3) 取組の進捗状況の評価
- (4) 年度目標の達成状況及び取組の進捗状況に関する結果及び分析
- (5) 次年度における取組の改善その他必要な措置の予定

2 前項第2号の評価を行うに当たっては、校長は、年度目標の内容に応じ、国が行う全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状並びに児童、生徒又は保護者による評価を斟酌して行う教員の授業に関する評価の結果を踏まえるものとする。

3 校長は、自己評価を行ったときは、その評価の結果を記載した書面を作成しなければならない。

(学校関係者評価)

第4条の3 条例第7条第3項の当該学校の関係者による評価(以下「学校関係者評価」という。)を行うに当たっては、学校協議会(条例附則第3項の場合にあっては、保護者及び地域住民その他の関係者。以下この条において同じ。)は、次の項目について行うものとする。

- (1) 自己評価の結果の妥当性に関すること
- (2) 次年度における取組の改善その他必要な措置の予定の妥当性に関すること
- (3) その他学校の運営に関する状況に関する意見

2 学校協議会は、学校関係者評価を行ったときは、学校関係者評価の結果を記載した書面を作成し、校長に提出しなければならない。

(学校評価結果の教育委員会への報告)

第4条の4 校長は、第4条の2第3項の規定により書面を作成したとき及び前条第2項の規定により書面の提出を受けたときは、幼稚園にあっては、当該書面を、小学校及び中学校にあっては、当該書面に、国が行う全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状等を記載した書類を、高等学校にあっては、当該書面に、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状等を記載した書類を添えて、それぞれ教育委員会に提出しなければならない。

(運営に関する計画及び学校評価結果の公表)

第4条の5 校長は、条例第4条第4項の規定により運営に関する計画を教育委員会に届け出たとき及び前条の規定により書面を教育委員会に提出したときは、幼稚園にあっては、当該運営に関する計画又は当該書面を、小学校、中学校及び高等学校にあっては、当該運営に関する計画又は当該書面に、国が行う児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状等を記載した書類(国に提出した情報を除く。)を添えて、それぞれ公表するものとする。

(情報の積極的な提供)

第4条の6 校長は、教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

2 校長は、国が行う全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査の当該学校における平均正答率及び平均値を含む調査結果(以下この条において「調査結果」という。)及び調査結果から明らかになった現状等を速やかに公表するものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めた学校の校長は、調査結果及び調査結果から明らかになった現状等を公表しないことができる。

(宿泊を要する学校行事の実施)

第5条 校長は、宿泊を要する学校行事を実施しようとするときは、あらかじめその計画を教育委員会に届け出なければならない。

(教材の取扱)

第6条 小学校及び中学校の校長は、教科書の発行されていない教科について、教科書に準ずる教科として図書を使用するときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

- 2 高等学校の校長は、教科書の発行されていない教科及び科目について、教科書に準ずる教科として図書を使用するときは、教育委員会に届け出なければならない。
- 3 校長は、学年又は学級全員に対し、計画的かつ継続的に教材として副読本その他これに類するものを使用させるときは、教育委員会に届け出なければならない。

(学級編制)

第7条 校長は、教育委員会の指示に基いて学級を編制しなければならない。

(職員会議)

第7条の2 学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

- 2 校長は、職員会議を招集し、主宰する。この場合において、所属職員(校長を除く。第9条を除き、以下同じ。)が議長となり、職員会議を主宰してはならない。
- 3 職員会議においては、校長が必要と認める校務(園務を含む。第8条の12及び第8条の13において同じ。)に関する事項について、所属職員間の意思疎通、共通理解の促進、所属職員の意見交換等を行う。この場合において、所属職員による挙手、投票等の方法により、当該事項に関する決定を行ってはならない。
- 4 校長の命を受けた准校長、副校長又は教頭(幼稚園においては主任。以下この項において「准校長等」という。)は、職員会議の進行を行うことができる。ただし、やむを得ない理由により准校長等が職員会議に出席できない場合は、准校長等以外の校長の命を受けた所属職員が職員会議の進行を行うことができる。
- 5 職員会議の管理及び運営に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 規程その他の定めを設けること
 - (2) 校長の権限を制約する申合せを行うこと

(学校評議員)

第7条の3 学校に、学校評議員を置くことができる。

- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
- 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
- 4 前3項に規定するもののほか学校評議員については、別に定める。

(准校長)

第8条 学校に、准校長を置くことができる。

- 2 准校長は、教育委員会が命ずる。
- 3 准校長は、校長の命を受け、校務を掌理し、所属職員を監督する。
- 4 准校長は、校長の権限に属する事項のうち、次の各号に掲げる事項について、専決することができる。ただし、重要と認められる事項については、あらかじめ校長と協議するものとする。
 - (1) 学校教育の管理に関すること。
 - (2) 児童及び生徒の管理に関すること(児童及び生徒の入学、転学、退学及び卒業に関するものを除く。)
 - (3) 所属職員の管理に関すること。
 - (4) 学校事務の管理に関すること。

(5) その他教育委員会の指示する事項の処理に関すること。

(副校長)

第8条の2 学校に、副校長を置くことができる。

2 副校長は、教育委員会が命ずる。

3 副校長は、校務を整理し、校長の命を受けて所属職員を監督する。

4 副校長は、校長の権限に属する事項のうち、次の各号に掲げる事項について、校長の命を受けて専決することができる。ただし、重要と認められる事項については、あらかじめ校長と協議するものとする。

(1) 学校教育の管理に関すること。

(2) 児童及び生徒の管理に関すること(児童及び生徒の入学、転学、退学及び卒業に関するものを除く。)

(3) 所属職員の管理に関すること。

(4) 学校事務の管理に関すること。

(5) その他教育委員会の指示する事項の処理に関すること。

(教諭(指導専任))

第8条の3 学校に、任用の期限を付さない講師を置くことができる。

2 前項の講師の職名は、教諭(指導専任)とする。

3 第1項の講師は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第37条第15項(同法第28条、第49条及び第62条において準用する場合を含む。)に規定する講師の職務を行う。

(首席)

第8条の4 学校に首席を置くものとし、主幹教諭をもって充てる。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

2 首席は、教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、教育委員会が命ずる。

3 首席は、校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務を整理し、児童生徒の教育をつかさどる。

4 首席の職務に関する事項は、教育委員会が別に定める。

(指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭)

第8条の5 学校に、指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭を置くことができる。

2 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭は、それぞれ教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、教育委員会が命ずる。

3 指導教諭は、児童生徒(幼児を含む。以下この項において同じ。)の教育又は保育をつかさどり、指導養護教諭は、児童生徒の養護をつかさどり、指導栄養教諭は、児童生徒の栄養の管理及び指導をつかさどり、それぞれ専門的な知識や経験を活用し、教職員の指導力の向上を図る。

4 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭の職務に関する事項は、教育委員会が別に定める。

(教務主任等)

第8条の6 学校に、教務主任、学年主任及び保健主事を置く。ただし、学年主任については、特別の事情のあるときは、この限りでない。

2 小学校に、生徒指導主事を置くことができる。

- 3 中学校及び高等学校に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。
- 4 専門教育を主とする学科を置く高等学校に、専門学科ごとに学科主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。
- 5 学校に、司書教諭を置く。ただし、学級の数が11以下の学校については、この限りでない。
- 6 高等学校に事務長を置く。
- 7 高等学校に総括実習助手を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。
- 8 小学校及び中学校に事務主幹、事務主任及び事務副主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。
- 9 小学校及び中学校に主任栄養職員及び副主任栄養職員を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

(校長の職務代理)

第8条の7 准校長は、校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長が欠けたときは校長の職務を行う。

- 2 副校長は、校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長が欠けたときは校長の職務を行う。
- 3 教頭は、校長(准校長を置く学校にあっては校長及び准校長、副校長を置く学校にあっては校長及び副校長)に事故があるときは校長の職務を代理し、校長(准校長を置く学校にあっては校長及び准校長、副校長を置く学校にあっては校長及び副校長)が欠けたときは校長の職務を行う。
- 4 前3項の規定により、准校長、副校長又は教頭が校長の職務を代理するときは、校長は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(教務主任等の職務)

第8条の8 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

- 2 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項を管理し、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 6 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 7 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。
- 8 事務長は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。
- 9 総括実習助手は、校長の監督を受け、実習助手を総括する。
- 10 事務主幹は、校長の監督を受け、事務をつかさどるとともに、特に重要な特定の学校事務に関して、連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 11 事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどるとともに、重要な特定の学校事務に関して、連

絡調整及び指導、助言に当たる。

- 12 事務副主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどるとともに、事務主任を補佐する。
- 13 主任栄養職員は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する事項をつかさどるとともに、重要な特定の関係事項に当たる。
- 14 副主任栄養職員は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する事項をつかさどるとともに、主任栄養職員を補佐する。

(教務主任等の発令)

第8条の9 教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事及び学科主任は、教諭のうちから、校長が命ずる。

- 2 保健主事は、教諭又は養護教諭のうちから、校長が命ずる。
- 3 司書教諭は、学校図書館法(昭和28年法律第185号)第5条第2項に規定する司書教諭の講習を修了した教諭のうちから、校長が命ずる。
- 4 校長は、前3項の規定により教務主任等を命じた場合には、これを教育委員会に報告しなければならない。
- 5 事務長、事務主幹、事務主任及び事務副主任は、事務職員のうちから、教育委員会が命ずる。
- 6 主任栄養職員及び副主任栄養職員は、学校栄養職員のうちから、教育委員会が命ずる。

(その他の主任等)

第8条の10 学校に、第8条の6に規定する教務主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項に規定する主任等は、校長が命ずる。
- 3 校長は、前項の規定により主任等を命じた場合には、これを教育委員会に報告しなければならない。

(幼稚園の主任)

第8条の11 幼稚園に、主任を置くものとし、主幹教諭をもって充てる。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

- 2 主任は、教諭のうちから、教育委員会が命ずる。
- 3 主任は、園長の幼稚園運営を助け、その命を受け、一定の園務を整理し、幼児の保育をつかさどる。
- 4 主任の職務に関する事項は、教育委員会が別に定める。

(校務分掌)

第8条の12 校長は、この規則で別に定めるもののほか、所属職員の校務の分掌を決定する。

(校内人事)

第8条の13 校内人事(第8条の9第1項の規定により教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事及び学科主任を命ずること、同条第2項の規定により保健主事を命ずること、同条第3項の規定により司書教諭を命ずること、第8条の10第2項の規定により主任等を命ずること並びに前条の規定により校務の分掌を決定することをいう。以下この条において同じ。)に関し、所属職員による挙手、投票等の方法により、選挙、意向の確認等を行ってはならない。

- 2 学校に、人事委員会その他の所属職員を構成員とする校内人事に関する組織を設置してはならな

い。

3 校内人事に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 規程その他の定めを設けること
 - (2) 校長の権限を制約する申合せを行うこと
- (日直及び宿直)

第9条 学校の日直及び宿直の勤務者は、所属職員のなかから、校長が命ずる。

(警備及び防災計画)

第10条 校長は、学校の警備及び防災の計画を定め、教育委員会に届け出なければならない。

(防火管理者)

第10条の2 校長は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に規定する防火管理者を定めるものとする。

2 校長は、前項の規定により防火管理者を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を所轄の消防署長に届け出るとともに、教育委員会に報告しなければならない。

3 防火管理者は、校長の監督を受け、消防法第8条第1項に規定する防火管理上必要な業務を行うものとする。

(施設の管理)

第11条 校長は、学校の施設及び設備(備品を含む。)を適切に管理し、その整備保全に努めるものとする。

(施設及び設備の貸与)

第11条の2 学校の施設及び設備の貸与については、校長の意見を聞いて教育委員会が許可する。ただし、軽易又は定例の事項については校長が許可する。

(事故等の報告)

第12条 校長は、災害、伝染病その他の事故及び学校の管理運営上重要な事実が生じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(出席停止)

第13条 校長は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、教育委員会に報告し、又は出席停止についての意見の具申をしなければならない。

- (1) 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 前項の規定による出席停止の命令は、次の各号に定める手続きにより教育委員会が命ずる。

- (1) あらかじめ当該児童生徒及び保護者の意見を聴取する。
- (2) 理由及び期間を記載した文書を保護者に交付する。

3 校長は、教育委員会の指示に基づいて、出席停止の命令に係る児童生徒の出席停止の期間における学習の支援その他教育上必要な措置を講じなければならない。

(懲戒)

第 14 条 高等学校においては、校長は、懲戒のうち退学又は停学の処分を行ったときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(指示及び命令)

第 15 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、校長に対し、学校の適正な運営を図るため、必要な指示及び命令を行うことができる。

2 前項の指示及び命令を行う場合を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 学校の教育活動、運営及び事務の処理が、法令、条例、規則その他規程に違反していると認められる場合
- (2) 教育振興基本計画に定める事項に関し教育委員会の議決に基づき施策を実施する場合
- (3) 学校の作為又は不作為が、幼児、児童若しくは生徒の生命若しくは身体に危険を生じさせ、若しくは生じさせるおそれがあり、又は幼児、児童若しくは生徒の教育を受ける権利を侵害していると認められる場合
- (4) 学校の教職員に係る内部統制に関する調査を行う場合及び当該調査の結果に基づき必要な措置を講ずる場合
- (5) 教育財産の管理、学校の教職員の人事、研修、出張、保健、厚生及び福利、児童及び生徒の出席停止並びに学級編制に関し必要な措置を講ずる場合

3 第 1 項の指示及び命令は、指示及び命令である旨並びに校長が講ずべき措置の内容を文書により示して行うものとする。ただし、緊急の必要があるときは、口頭により行うことができる。

4 教育委員会は、前項ただし書による指示及び命令を行ったときは、速やかに、その内容を記載した文書を作成し、校長に交付するものとする。

(小中一貫校)

第 16 条 次の表の左欄に掲げる小中学校は、小中一貫校として同表の右欄に掲げる通称を称する。

学校名	小中一貫校の通称
大阪市立西淡路小学校 大阪市立淡路中学校	小中一貫 須賀の森学園
大阪市立啓発小学校 大阪市立中島中学校	小中一貫校 むくのき学園
大阪市立矢田小学校 大阪市立矢田南中学校	やたなか小中一貫校
大阪市立新今宮小学校 大阪市立新今宮中学校	いまみや小中一貫校

(中高一貫校)

第 17 条 次の表の左欄に掲げる中学校(以下「併設型中学校」という。)と同表右欄に掲げる高等学校(以下「併設型高等学校」という。)は、学校教育法第 71 条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

併設型中学校	併設型高等学校
大阪市立咲くやこの花中学校	大阪市立咲くやこの花高等学校

(併設型中学校の定員及び通学区域)

第 18 条 併設型中学校の定員及び通学区域は、教育委員会が別に定める。

(併設型中学校への入学の許可)

第 19 条 併設型中学校への入学は、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下この条において「規則」という。)第 117 条により準用する規則第 110 条の規定により、教育委員会が別に定めるところにより行う入学者の選抜に基づき、校長が許可する。

(併設型中学校への転学)

第 20 条 併設型中学校への転学は、認めないものとする。

(併設型中学校からの転学)

第 21 条 併設型中学校からの転学の許可は校長が行う。

2 併設型中学校から転学しようとする者は、所定の願書を校長に提出しなければならない。

3 校長は、第 1 項の規定による転学許可を行ったときは、指導要録の写しその他必要な書類を転学先の校長に送付するとともに、速やかに、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(準用)

第 22 条 第 14 条の規定は、併設型中学校に準用する。この場合において、同条中「高等学校」とあるのは「併設型中学校」と、「退学又は停学」とあるのは「退学」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第 23 条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

(注 1) 大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則(平成 28 年大阪市教育委員会規則第 51 号)により、平成 29 年 4 月 1 日から施行

第 16 条の表中

「

大阪市立西淡路小学校 大阪市立淡路中学校	小中一貫 須賀の森学園
-------------------------	-------------

」

を

「

大阪市立浪速小学校 大阪市立日本橋中学校	日本橋小中一貫校
大阪市立西淡路小学校 大阪市立淡路中学校	小中一貫 須賀の森学園

」

に改める。

(注 2) 大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則(平成 28 年大阪市教育委員会規則第 51 号)により、平成 30 年 4 月 1 日から施行

第 16 条の表中

「

大阪市立啓発小学校 大阪市立中島中学校	小中一貫校 むくのき学園
------------------------	--------------

」

を

「

大阪市立啓発小学校 大阪市立中島中学校	小中一貫校 むくのき学園
大阪市立南港みなみ小学校 大阪市立南港南中学校	咲洲みなみ小中一貫校

」

に改める。

（注 3）大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則（平成 28 年大阪市教育委員会規則第 51 号）により、大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 107 号）の施行の日から施行

第 4 条の 2 第 1 項中「条例第 7 条第 2 項の規定による評価（以下「自己評価」という。）」を「条例第 7 条第 2 項の規定による評価（指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成 28 年大阪市条例第 108 号。以下「公立国際教育学校等条例」という。）第 2 条に規定する学校（以下「公立国際教育学校等」という。）にあっては、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下この条及び第 19 条において「規則」という。）第 79 条及び第 104 条第 1 項により準用する規則第 66 条第 1 項の規定による評価。以下「自己評価」という。）」に改め、同条第 2 項中「校長は、」を「校長は、公立国際教育学校等以外の学校にあっては、」に、「評価の結果」を「評価の結果、公立国際教育学校等にあっては、国が行う全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状」に改める。

第 6 条第 1 項及び第 2 項中「教科書に準ずる教科」を「教科書に準ずるもの」に改め、同条第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、公立国際教育学校等の校長は、教科書の発行されていない教科及び科目について、教科書に準ずるものとして図書を使用するときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

第 10 条中「校長」を「校長（公立国際教育学校等にあっては、公立国際教育学校等条例第 1 条に規定する指定管理法人。以下第 10 条の 2、第 11 条、第 12 条及び第 15 条において同じ。）」に改める。

第 11 条の 2 に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公立国際教育学校等にあっては、学校の施設及び設備の貸与については、指定管理法人の意見を聞いて教育委員会が許可する。

第 15 条第 2 項第 5 号中「講ずる場合」を「講ずる場合（公立国際教育学校等にあっては教育財産の

管理及び生徒の出席停止に関し必要な措置を講ずる場合)」に改める。

第 17 条の表中

「

大阪市立咲くやこの花中学校	大阪市立咲くやこの花高等学校
---------------	----------------

」

を

「

大阪市立咲くやこの花中学校	大阪市立咲くやこの花高等学校
大阪市立第 131 中学校	大阪市立第 21 高等学校

」

に改める。

第 19 条中「学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下この条において「規則」という。）」を「規則」に改める。

第 23 条を第 24 条とし、第 22 条の次に次の 1 条を加える。

（適用除外）

第 23 条 第 3 条、第 7 条、第 8 条から第 8 条の 11 まで、第 9 条及び第 14 条の規定は、公立国際教育学校等には適用しない。

大阪市立高等学校学則

昭和 35 年大阪市教育委員会規則第 8 号

第 1 章 目的

第 1 条 大阪市立高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第 2 章 課程の組織及び修業年限

第 2 条 大阪市立高等学校（以下「学校」という。）に設置する課程の組織及び修業年限は、次のとおりとする。

校名	課程別	設置学科	修業年限
大阪市立高等学校	全日制	普通・理数・英語	3 年
大阪市立東高等学校	同	普通・理数・英語	同
大阪市立南高等学校	同	英語・国語	同
大阪市立西高等学校	同	英語・流通経済・情報科学	同
大阪市立桜宮高等学校	同	普通・人間スポーツ科学	同
大阪市立汎愛高等学校	同	普通・体育（体育・武道（スポーツ））	同
大阪市立大阪ビジネスフロンティア 高等学校	同	グローバルビジネス	同
大阪市立住吉商業高等学校	同	商業	同
大阪市立淀商業高等学校	同	商業・福祉ボランティア	同
大阪市立鶴見商業高等学校	同	商業	同
大阪市立都島工業高等学校	同	工業（機械・電気電子工学・都市工 学・理数工学・建築・機械電気）	同
大阪市立泉尾工業高等学校	同	工業（工業化学・ファッション工学・ セラミック・機械・電気）	同
大阪市立生野工業高等学校	同	工業（機械・電気・電子機械）	同
大阪市立東淀工業高等学校	同	工業（機械工学・電気工学・理工学）	同
大阪市立工芸高等学校	同	工業（インテリアデザイン・プロダ クトデザイン・ビジュアルデザイ ン・建築デザイン・映像デザイン）・ 美術	同
大阪市立扇町総合高等学校	同	総合	同
大阪市立咲くやこの花高等学校	同	演劇・食物文化・総合	同
大阪市立中央高等学校	定時制	普通・ビジネス	3 年以上

大阪市立都島第二工業高等学校	同	普通・工業（機械・電気・都市工学・建築）	同
大阪市立第二工芸高等学校	同	工業（インテリア・クラフト・デザイン）	同

第3章 学年、学期及び休業日

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を次の学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、教育上支障のないときは、学年を次の学期に分けることがある。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第4条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(4) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで

(5) 春季休業日 3月16日から4月7日まで

2 特に必要があるときは、前項のほかには休業日を別に定め、休業日と授業日を振り替え、又は休業日を授業日とすることがある。

第4章 教育課程

第5条 教育課程は、校長が編成し、教育委員会の承認を受けるものとする。

第5章 学習の評価及び課程修了の認定

第6条 学習の評価は、原則として平素の授業中において行う。

第7条 各学年の課程修了の認定は、生徒の学習成績の評価及び単位履修状況によつて行う。

2 前項の規定は、学年による教育課程の区分を設けない全日制の課程及び定時制の課程（以下「単位制による課程」という。）に適用しない。

第8条 所定の教育課程を修了したときは、卒業を認定する。

第6章 収容定員及び職員組織

第9条 収容定員は、次のとおりとする。

校名	課程別	収容定員
大阪市立高等学校	全日制	960
大阪市立東高等学校	同	960
大阪市立南高等学校	同	480
大阪市立西高等学校	同	720
大阪市立桜宮高等学校	同	849
大阪市立汎愛高等学校	同	960

大阪市立大阪ビジネスフロンティア高等学校	同	880
大阪市立住吉商業高等学校	同	720
大阪市立淀商業高等学校	同	720
大阪市立鶴見商業高等学校	同	760
大阪市立都島工業高等学校	同	1,200
大阪市立泉尾工業高等学校	同	600
大阪市立生野工業高等学校	同	720
大阪市立東淀工業高等学校	同	729
大阪市立工芸高等学校	同	720
大阪市立扇町総合高等学校	同	600
大阪市立咲くやこの花高等学校	同	720
大阪市立中央高等学校	定時制	1,120
大阪市立都島第二工業高等学校	同	480
大阪市立第二工芸高等学校	同	480

2 学校に転学又は編入学する者に係る収容定員は、教育長が別に定める。

3 募集人員は、毎年教育長が定める。

第 10 条 学校に、校長、教頭、教諭、事務職員、養護教諭、実習助手、校医その他必要な職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、准校長を置くことができる。

第 7 章 入学、退学、休学、転学及び卒業

第 11 条 学校に入学する時期は、毎学年の始めとする。ただし、臨時に入学を許可することがある。

2 単位制による課程において、教育上支障のないときは、学期の区分に従い、入学を許可することがある。

第 12 条 学校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 中学校を卒業した者又はこれに準ずる学校を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 18 条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子女で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(6) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 単位制による課程において、特定の科目の聴講を志願する者があるときは、学校において選考のうち、校長が科目履修生として入学を許可することがある。

第 13 条 学校に入学しようとする者は、入学願書に入学検定料を添えて、校長に願い出なければならない。

第 14 条 学校の入学者の選抜に関する事項は、別に定める。

第 15 条 入学、退学、休学、転学、転科及び併修の許可は校長が行う。

第 16 条 学校に入学を許可された者（第 12 条第 2 項に規定する科目履修生として入学を許可された者を除く。）は、入学許可の日から 10 日以内に保証書を校長に提出しなければならない。

第 17 条 退学、休学、転学、転科及び併修しようとする者は、所定の願書により校長に願い出なければならない。

第 18 条 校長は、第 8 条の規定により卒業を認定した者には、卒業証書を授ける。

第 8 章 授業料、聴講料、入学検定料及び入学料

第 19 条 授業料、聴講料、入学検定料及び入学料は、大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例（昭和 26 年大阪市条例第 3 号）の定めるところによる。

第 9 章 賞罰

第 20 条 校長は、教育上必要があると認めるときは、表彰又は懲戒することがある。

2 懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

第 21 条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 10 章 細則

第 22 条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。